



青葉 ニュースレター

V o l . 55

2016年1月9日

はじめに

本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている又はこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。従って、青葉ビジネスコンサルティンググループは、お客様の上記以外の目的での利用によって生じるいかなる結果や損害についても責任を負いません。

免責事項

1. 本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
2. 青葉ビジネスコンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書に於ける法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
3. 法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、事前に専門家にお問い合わせください。

青葉ビジネスコンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心 3 階

TEL: (852) 2802 1092 FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街 26 号長富宮弁公楼 8 階 8006 室

TEL: (86-10) 6522 8158 FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798 FAX: (86-20) 3878 5337

目次

| | |
|---|----|
| 市場準入ネガティブリスト制度の意見に関する国務院の意見..... | 4 |
| 【背景】..... | 4 |
| 【影響】..... | 4 |
| 【主な内容】..... | 4 |
| 【法規リンク】..... | 6 |
| 中国、一部の業界の企業登録資本金最低限度額設定を撤廃..... | 7 |
| 【主な背景】..... | 7 |
| 【主な影響】..... | 7 |
| 【主な内容】..... | 7 |
| 【法規リンク】..... | 11 |
| 映画などの輸出課税サービス業界に対するゼロ税率(増値税)の適用政策の通知..... | 12 |
| 【主な背景】..... | 12 |
| 【主な影響】..... | 12 |
| 【主な内容】..... | 12 |
| 【法規リンク】..... | 13 |

市場準入ネガティブリスト制度の意見に関する国務院の意見

【背景】

一般的に、ネガティブリストは一国における外資参入の制限または禁止の領域範囲を公に確定するためのリストである。中国では、当該制度は2013年上海自由貿易区で実施が始まった時点に遡ることができる。国務院は、市場改革を深化させるために、2015年10月19日に「意見」を発表し、ネガティブリストの市場準入制度を外資だけから内資を含めた全ての投資までにその対象を拡大させた。更に、今年の12月1日から2017年12月31日までに、ある指定地区で市場準入ネガティブリスト制度を試行することを明確にした。今回の試行を通じて、全国統一の市場準入ネガティブリストとそれに関係する体制メカニズムの構築を検討した上で、2018年から、全国で正式的に実行することになる。

【影響】

中国では元々の投資領域市場準入制度は厳格なポジティブリスト制度であった。即ち、投資は政府の審査許可を前提として、法律法規上で認められる領域、業界、業務への投資に限るものであった。しかし今回の「意見」において、ネガティブリスト制度を提起した。つまり、投資領域に「ブラックリスト」を設定することで、「ブラックリスト」以外の投資領域に市場主体（企業）が平等に参入することができる。つまり「法律上禁止されていなければかまわない」という原則を体現するものとなっており、中国の対外開放が新たな段階へ移行したことを示している。行政上の審査の手間が大幅に省かれ、民営企業と外資投資者にとって良いニュースと言えよう。

【主な内容】

「意見」の主な内容は以下の通りである。

一、市場準入ネガティブリストの類別

準入禁止類：参入が禁じられている分野で、行政機関は関連する手続きの受理、審査及び許可を行ってはならない。

準入制限類：企業と個人の市場主体から申請の提出があったら、行政機関は法規に基づき、参入の承認を下すか、あるいは市場主体が政府規定の準入条件と準入方式に則り、参入するかのいずれかになる。

ネガティブリスト以外の業界、領域、業務等について、各市場主体は法律法規を守った上で、公平に参入することが可能である。

二、ネガティブリストに適用する対象

ネガティブリストには市場準入ネガティブリストと外商投資ネガティブリストを含んでいる。市場準入ネガティブリストは中国国内外の投資者への統一的な管理に適用する対策であると同時に、各市場主体に対する市場準入管理の統一的な要求ともなっている。外商投資ネガティブリストは国外投資者の中国での投資経営行為に適用し、外資投資の参入に対する特別な管理対策である。

三、ネガティブリストの制定原則

法治原則、安全原則、漸進原則、必要原則、公開原則

四、実施プロセス

先行試行、漸進普及の原則に則り、2015年12月1日から2017年12月31日まで、いくつかの地区で市場準入ネガティブリスト制度を試行し、経験を積んだ後、制度を改善させることになっている。また全国統一の市場準入ネガティブリストそれに関係する体制メカニズムを形成してから、2018年から正式的に実行することになる。

五、確認方法及び現行制度との引継ぎ

市場準入ネガティブリスト及び行政審査許可事項リスト、「産業構造調整の指導目録」、「政府許可上の投資項目目録」及び法律、行政法規、国务院によって決定・設定された市場準入管理事項において、十分な引継ぎ行う。

六、保障措置

市場準入ネガティブリスト制度とそれに関係する健全な準入体制、審査許可体制、監察管理体制、社会信用体系及び激励懲戒体制、情報開示制度及び情報共有制度、法律法規体系の6つを確立させることで、市場準入ネガティブリスト制度を保障する政策を確実なものとする。

七、関連する体制の改革と制度構築のスピード加速

市場準入ネガティブリスト制度とそれに関係する健全な準入体制、商事登記制度、外資投資管理体制を早急に確立させ、公平な取引かつ平等

な市場競争をもたらす環境を構築する。

【法規リンク】

「市場準入ネガティブリスト制度の意見に関する国务院の意見」

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-10/19/content_10247.htm

中国、一部の業界の企業登録資本金最低限度額設定を撤廃

【主な背景】

中国商務部は2015年10月28日付で、『一部の規定及び規範性文書の改定に関する決定』（商務部令 2015年第2号、以下『決定』という）を公布し、登録資本金登記制度改革法案に関連する29の規定及び規範性文書の一部の条項に対して修正を行った。『決定』は公布の日から発効する。

【主な影響】

この度の改定は、商務部が登録資本金登記制度に対する改革を確実に実行し、また、工商登録制度の利便化を促すために行った調整である。「決定」は外商投資領域における登録資本金、出資期限、初回出資比率などの制限を撤廃し、一部の業界の連合年検及びその他登録手続きを簡略化させ、最終的に中国内における外商投資を向上させることを目的としている。

【主な内容】

『決定』の主な修正事項は下記の通りである：

一、外商投資企業の設立、登記に関する規定及び連合年検に関する規定に対する調整

| 序号 | 類別 | 調整後の規制 |
|----|----------|--|
| 1 | 外商投資株式会社 | 1) 登録資本金の最低限度額を3,000万人民元、かつ外資持株比率を25%以上とする規定を削除； 2) 批准証書の取得から90日以内に登録資本金を一括で払い込まなければならないという規定を削除； 3) 取締役会と監事会の選挙、及び会社登記機関への会社設立出願資料の提出は、発起人がその引き受けた株式を払い込んだ後でなければならないという規定を削除； 4) 会社登記機関で既に設立済みの中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業（外資投資企業）を会社に転換する登記手続きの実行は、発起人がその引き受けた株式を払い込んだ |

| | | |
|---|----------------|---|
| | | <p>後でなければならないという規定を削除；</p> <p>5) 会社登記機関へ国有企業、集団所有制企業を会社に転換する手続きの提起は、発起人がその引き受けた株式を払い込んだ後でなければならないという規定を削除；</p> |
| 2 | 外商投資による投資性会社 | <p>1) 外資投資による投資性会社は有限責任会社とする規定を、有限責任会社もしくは株式有限会社とするに改定；</p> <p>2) 最低資本金(3,000 万米ドル)の規制を削除；</p> <p>3) 会社が設立後から2年以内に3,000 万米ドルを全額払い込み、また設立後から5年以内に剰余出資金を全部払い込む要求を削除；</p> <p>4) 与信証明書類、会社登記証(コピー)、法定代表人証明書類(コピー)を投資性会社を設立する際の必要資料とする規定を削除；</p> <p>5) 出資金は営業許可証発行の日から2年以内に全部払い込まなければならないという規定を削除；</p> <p>6) 中国の公認会計士による验资報告書を投資性会社が経営関連業務許可を申請する際の必要資料とする規定を削除；</p> <p>7) 前年度の投資経営状況に関する資料を投資性会社が連合年検に参加する際の必要資料とする規定を削除；</p> |
| 3 | 外商投資ベンチャーキャピタル | <p>1) 各投資家の引き受ける最低出資額について：非法人のベンチャー投資企業投資家 1000 万米ドル、法人ベンチャー投資企業投資家 500 万米ドル、その他各投資家(必要投資家を除き)100 万米ドルとする規定を削除；</p> <p>2) 投資家が引き受けた出資額を5年以内に払い込まなければならないという規定を削除；</p> <p>3) 投資家がベンチャーキャピタルの存続期間内にその引き受けた投資を減少させる場合は、ベンチャー投資企業の引き取り出資額が 1,000 万米ドルを下回らないことを前提とする規定を削除；</p> <p>4) ベンチャーキャピタルの管理業務を引き受けたベンチャー管理企業の最低資本金又は最低出資総額を 100 万人民元又はそれに該当する外貨金額とする規定を削除；</p> <p>5) 審査・批准機構による届出登記証明書(前年度の資金調達明細及び使用状況書類を提出した証明)をベンチャーキャピタルの連合年検提出必要書類とするという規定を削除；</p> |

| | | |
|---|----------|---|
| 4 | 外資投資商業企業 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 登録資本金を全額払い込み、また、外資投資企業連合年検に合格していることを既存外商投資企業が店舗を開設する際の前提条件とする規定を削除； 2) 既存の外資投資による商業企業が店舗開設の申請を提出する際に、企業の验资報告書(コピー)を必要資料とするという規定を削除； |
| 5 | 自動輸入許可 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 連合年検を既に受けていることを外商投資企業が自動輸入許可を申請する際の必要条件とする規制を削除； 2) 验资報告書を外商投資企業が自動輸入許可を申請する際の必要資料とする規制を削除； |

二、中国内における外資企業の合併、分割、投資に関する規定に対する調整

| 序列 | 類別 | 調整後の規定 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 外資投資企業の合併・分割 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 投資者が会社契約・定款で明記してある出資額を全額払い込み、また、取引の条件を提供して実際に生産・経営活動を始める前に合併・分割を行ってはならないという規定を削除； 2) 验资報告書を審査・批准機関に合併・分割を申し込む際の必要資料とする規定を削除； |
| 2 | 外商投資企業による中国内再投資 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 登録資本金を全額払い込んでから验资を受けることを外商投資企業が再投資を行う際の前提条件とする規定を削除； 2) 対外投資金額は純資産の 50%を超えてはならないという規定を削除； 3) 外商投資企業が奨励類や許可類の業種に投資する場合、投資先の会社登記機関へ公認会計士による验资報告書を提出しなければならないという規定を削除； |
| 3 | 外商投資企業による持分出資 | <ol style="list-style-type: none"> 1) 外商投資企業が登録資本金を全額払い込まない限り、持分で出資することができないという規定を削除； 2) 前年度に外商投資企業の連合年検に参加しなかった、又は合格とされなかった外商投資企業の持分は持分出資に使用できないという規定を削除； 3) 投資先企業の各株主からの持分出資金額総額とその他非貨幣財産金額の合計額が登録資本金の 70%を超えてはならないという規定を削除； 4) 投資者が持分で出資する場合、外商投資企業連合年検を通過 |

| | | |
|---|--------------|--|
| | | した証明書類を法定検査機関に提出しなければならない必要書類とする規定を削除； |
| 4 | 上場会社に対する戦略投資 | 1) 外資企業が上場会社の発行する株式を買収する際に、事前的に商務部の許可をもらわなければならないという規定を削除； |

三、一部の業界の登録資本金最低限度額制限を撤廃

| 序号 | 類別 | 改定後 |
|----|--------------|--|
| 1 | オークション企業 | 1) 登録資本金の最低限度額制限(500 万人民币元)を削除； 2) オークション企業が各分公司に 100 万人民币元に該当する貨幣あるいは実物を払い込まなければならないという規定を削除； |
| 2 | 外商投資リース企業 | 1) 登録資本金が 1,000 万米ドルを下回ってはならないという規定を削除； |
| 3 | 外商投資貨物運輸代理企業 | 1) 登録資本金の最低限度額が 100 万米ドルを下回ってはならないという規定を削除； 2) 外商投資貨物運輸代理企業が分公司を設立する際に验资報告書を提出しなければならないという規定を削除； |
| 4 | 精製油卸売保管 | 1) 精製油卸売に携わる企業の登録資本金が 3,000 万人民币元を下回ってはならないという規定を削除； 2) 精製油保管に携わる企業の登録資本金が 1,000 万人民币元を下回ってはならない規定を削除； |
| 5 | 原油販売保管 | 3) 原油販売企業の登録資本金の最低限度額(1 億人民币元)という規定を削除； 4) 原油保管企業登録資本金が 5,000 万人民币元を下回ってはならないという規定を削除； |
| 6 | 対外請負工事 | 1) 工事建設企業がその性質にふさわしい登録資本金を設定しなければならないという規定を削除； 2) 工事建設企業の登録資本金が 2,000 万人民币元を下回ってはならないという規定を削除； |
| 7 | 対外援助物資 | 1) 対外援助物資プロジェクトの実施資格(A 級)を申請する際の条件として登録資本金が 5,000 万人民币元以上でなければならないという規定を削除； 2) 対外援助物資プロジェクトの実施資格(B 級)を申請する際の条件として登録資本金が 1,000 万人民币元以上でなければならないという規定を削除； |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 8 | 外商投資物流 企業 | 1) 登録資本金が 500 万米ドルを下回ってはならないという規定を 削除； |
| 9 | 商業ファクタリ ング企業 | 1) 登録資本金が 5,000 万人民元を下回ってはならないという規定 を削除； 2) 重慶両江新区、蘇南現代化建設模範区、蘇州工業区内の商業 ファクタリング企業の登録資本金が 5,000 万人民元を下回って はならないという規定を削除； |

【法規リンク】

『商務部令 2015 年第 2 号 一部の規定及び規範性文書の改定に関する
決定』

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201511/20151101152451.shtml>

映画などの輸出課税サービス業界に対するゼロ税率(増値税) の適用政策の通知

【主な背景】

サービス業界の輸出を更に促進するために、2015年10月30日財政部及び国税総局からテレビサービス、オフショアサービスなどのアウトソーシング輸出課税サービスに対し、ゼロ増値税政策を適用するようになった。本通知は2015年12月1日から実行する。

【主な影響】

輸出課税サービスに対する増値税の免税は、あくまでも免税として増値税を徴収しないことを指し、関連する仕入税額は控除できず、かつ還付できないものとされている。一方、ゼロ税率は、免税に加え、輸出する前に支払った仕入れ増値税の還付を受けられるため、輸出課税サービスは完全に増値税を含まないことになり、従って、本通知による一部免税可の課税サービスからゼロ税率への変更は、サービスの輸出を更に促進する効果が期待される。

【主な内容】

1. 国内の企業もしくは個人が海外企業へ放送番組(作品)の製作と発行サービスを提供した場合、技術譲渡サービス、ソフトウェアサービス、回路設計及びテストサービス、情報システムサービス、業務フロー管理サービス、海外でのEPC契約サービス、アウトソーシング輸出サービスなどの課税サービスに対し、ゼロ税率(増値税)政策が適用される。
2. 国内企業もしくは個人が、ゼロ税率(増値税)が適用される課税サービスを提供する場合、簡易税金計算方法を用いた場合は、増値税の免除対象となる。また、増値税の一般税金計算方法を用いた場合、(1)製造企業は、増地税免除・控除・還付方法が適用される;(2)貿易企業で中国国内の企業を通じて間接的に増値税ゼロ税率を適用する課税対象となるサービスを輸出する場合は、増値税免除・還付方法が適用される;(3)貿易企業で直接増値税ゼロ税率を適用する課税対象となるサービスを輸出する場合は、製造業とみなされ、同様に増値税免除・控除・還付方法が適

用される。

増値税還付(免除)方法に適用される課税対象とする輸出に対し、もし主管税務機関がその輸出価格が高すぎると判断とした場合、市場の平均値に基づき還付(免除)の増値税金額を計算させる権利を有している;見なしによる輸出サービスの価格が、貿易企業が国内で発生した関連の費用を下回っている場合、下回る部分に関して支払われた仕入税増値税の税額は還付できず、商品原価へ振替えられる。

3. 本通知を実施した後、「営業税から増値税への試行の過渡的政策」の第一条第(六)項目、「増値税のゼロ税率が適用される課税サービスに関する規定」の第7条第(6)項目の「発行」、及び第(9)項目の「技術譲渡サービス」、「EPCサービス、ソフトウェアサービス、回路設計及びテストサービス、情報システムサービス、業務フロー管理サービス」、「放送番組(作品)の製作と発行サービス」、「契約指定される対象に関する海外でのEPCサービス」に関連する規定の実行を停止するものとする。

【法規リンク】

「財政部 映画などの輸出課税サービス業界に対しゼロ税率(増値税)の適用政策の通知」

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1886474/content.html>